

○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年7月13日法律第86号)

この法律は、環境の保全に係る化学物質の管理に関する国際的協調の動向に配慮しつつ、化学物質に関する科学的知見及び化学物質の製造、使用その他の取扱いに関する状況を踏まえ、事業者及び国民の理解の下に、特定の化学物質の環境への排出量等の把握に関する措置並びに事業者による特定の化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供に関する措置等を講することにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とする。

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年5月11日法律第175号)

この法律は、適かつ合理的な農林物資の規格を制定し、これを普及させることによって、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図るとともに、農林物資の品質に関する適正な表示を行なわせることによって一般消費者の選択に資し、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号)

この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(7) その他資料

ア. 「住宅地等における農薬使用について」

農林水産省消費・安全局長通知(平成15年9月16日付け通知)

住宅地等における農薬使用について

農薬は、飛散することで人畜に危害を及ぼすおそれがあり、近年、学校、保育所、病院、公園、街路樹、住宅地周辺の農作物栽培地等において使用された農薬の飛散を原因とする住民、子ども等の健康被害の訴えの事例が多く聞かれるようになっている。

このような状況を踏まえ、今般、農業取締法(昭和23年法律第82号)第12条第1項の規定に基づく農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号)第6条において、農薬使用者は、住宅の用に供する土地及びこれに接する土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するため必要な措置を講じるよう努めなければならない旨規定したことである。

については、下記の土地・施設等の管理者(市民農園の開設者を含む。)、殺虫、殺菌、除草等の病害虫防除の責任者、農薬使用委託者、農薬使用者等に対する下記事項の遵守の指導につき、貴局管下都府県に対する協力の要請をお願いする。

なお、貴局管内の地方農政事務所長に対しても貴職から周知をお願いする。

記

1 学校、保育所、病院、住宅地に接する公園等の公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に接する森林等における病害虫防除については、病害虫の発生や被害の有無に関わらず定期的に農薬を散布することを廃し、被害が発生した場合に被害を受けた部分のせん定や捕殺等により病害虫防除を行うよう最大限努めることとする。このため、日頃から病害虫被害の早期発見に努めることとする。

また、病害虫の発生状況を踏まえやむを得ず農薬を使用する場合(森病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)に基づき周辺の被害状況から見て松くい虫等の防除のための予防散布を行わざるを得ない場合を含む。)は、次の事項の遵守に努め、農薬の飛散が住民、子ども等に健康被害を及ぼすことがないよう最大限配慮することとする。

(1) 農薬の使用に際しては、誘殺、塗布、樹幹注入等散布以外の方法を検討し、やむを得ず散布する場合であっても、最小限の区域における農薬散布に留めること。

(2) 非食用農作物等に対し農薬を使用する場合であっても、農業取締法に基づいて登録された、当該防除対象の農作物等に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法(使用回数、使用量、使用濃度等)及び使用上の注意事項を守って使用すること。

(3) 農薬散布は、無風又は風が弱いときに行なうなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選ぶとともに、風向き、ノズルの向き等に注意すること。

(4) 農薬使用者及び農薬使用委託者は、周囲住民に対して、事前に、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類等について、十分周知するとともに、散布作業時には、立て看板の表示等により、散布区域内に農薬使用者及び農薬使用委託者以外の者が入らないよう最大限の配慮を行うこと。特に、農薬散布区域の近隣に学校や通学路等があり、農薬の散布時に子どもの通行が予想される場合には、当該学校や子どもの保護者等に対する周知及び子どもの健康被害防止について徹底する

(5) 農薬使用者は、農薬を使用した年月日、場所及び対象植物等、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数について記帳し、一定期間保管すること。

2 住宅地内及び住宅地に接した農地(市民農園や家庭菜園を含む。)において栽培される農作物等(1の対象となる植物等を除く。)の病害虫防除に当たっては、次の事項の遵守に努め、農薬の飛散が住民、子ども等に健康被害を及ぼすことがないよう最大限配慮することとする。

(1) 病害虫に強い作物や品種の栽培、病害虫の発生しにくい適切な土づくりや施肥の実施、人手による害虫の捕殺、防虫網等物理的防除手段の活用等により、農薬使用の回数及び量を削減すること。

(2) 非食用農作物等に対し農薬を使用する場合であっても、農業取締法に基づいて登録された、当該防除対象の農作物等に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法(使用回数、使用量、使用濃度等)及び使用上の注意事項を守って使用すること。

(3) 粒剤、DL(ドリフトレス)粉剤等の飛散が少い形状の農薬及び農薬の飛散を抑制するノズルを使用すること。

(4) 農薬散布は、無風又は風が弱いときに行なうなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選ぶとともに、風向き、ノズルの向き等に注意すること。

(5) 農薬使用者及び農薬使用委託者は、農薬を散布する場合は、事前に近隣の住民への周知に努めること。特に、農薬散布区域の近隣に学校、通学路等があり、農薬の散布時に子どもの通行が予想される場合には、当該学校や子どもの保護者等に対する周知及び子どもの健康被害防止について徹底すること。

(6) 農薬使用者は、農薬を使用した年月日、場所及び対象植物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数について記帳し、一定期間保管すること。

3 農薬の使用が原因と考えられる健康被害の相談が住民から地方公共団体にあった場合は、地方公共団体の農林部局をはじめとする関係部局(例えば、学校にあっては教育担当部局、街路樹にあっては道路管理担当部局)は連携し、必要に応じて対応窓口を設置する等適切に対処すること。

イ. 航空防除農薬の気中濃度評価値

環境省では「航空防除農薬環境影響評価検討会(座長:櫻井治彦 労働省産業医学総合研究所所長)」を設置して、航空防除農薬による周辺部の健康影響評価について検討を行い、航空防除農薬による健康影響は亜急性の影響として評価すべきであるとした上で、使用量が多く、評価のための知見の集積が比較的十分な10農薬について、人の健康を保護する観点から気中濃度の評価を行う際の目安となる「気中濃度評価値」を設定しています。

詳しくは環境省のHPをご覧ください。<http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/report/menu.html>

(1) 気中濃度評価値

農薬名(商品名)	気中濃度評価値($\mu\text{g}/\text{m}^3$)*
ダイアジノン(ダイアジノン)	1
ピリダフェンチオン(オナック)	2
フェニトロチオン又はMEP(スミチオン)	1.0
マラチオン(マラソン)	2.0
フェノブカルブ又はBPMC(バッサ)	3.0
トリシクラゾール(ビーム)	3.0
フサライド(ラブサイド)	2.00
ブロフェジン(アプロード)	7
フルトラニル(モンカット)	1.00
メプロニル(バシタック)	7.0

* 1 μg (マイクログラム) は、100万分の1g

(2) 群馬県における空中散布の実施状況(群馬県産業用無人ヘリコプター適正利用推進協議会まとめ)

年度	実施面積(ha)
16	2,633
17	2,409